

平成 28 年 12 月 9 日

西宮市長 今村 岳司 様

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会

会長 中川 幾郎

平成 27 年度参画と協働の取組状況の評価について

西宮市参画と協働の推進に関する条例第 18 条に基づき、平成 27 年度の参画と協働の取組状況について、当評価委員会において評価した結果を下記のとおり報告します。

記

I 参画の取組状況について

- 1 参画の評価にあたって
- 2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について
- 3 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について

II 協働の取組状況について

- 1 協働事業の評価にあたって
- 2 協働事業提案手続に基づく協働事業全般について
- 3 協働事業提案手続に基づく個別の協働事業について
- 4 協働事業提案手続以外の協働事業全般について
- 5 協働事業提案手続以外の個別の協働事業について

III 参画協働推進事務の見直しについて

- 1 参画の取組みについて
- 2 協働の取組みについて
- 3 見直し全体について

目次

I 参画の取組状況について	2 -
1 参画の評価にあたって	2 -
2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について	3 -
3 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について	4 -

- | |
|---|
| (1) むつみ保育所・むつみ児童館・芦原保育所統合施設整備事業基本方針（素案） |
| (2) (仮称) 西宮市犯罪被害者等支援条例（素案） |
| (3) 西宮版人口ビジョン・総合戦略（素案） |
| (4) 西宮市地域福祉計画（素案） |
| (5) 西宮市保健医療計画（素案） |
| (6) 西宮市消費者教育推進計画（素案） |
| (7) 西宮市水道事業ビジョン2016（素案） |
| (8) 西宮市総合交通戦略（素案） |
| (9) 西宮市立西宮養護学校校舎改築事業（素案） |
| (10) 香櫨園小学校教育環境整備事業基本計画（素案） |

II 協働の取組状況について	9 -
1 協働事業の評価にあたって	9 -
2 協働事業提案手続に基づく協働事業全般について	9 -
3 協働事業提案手続に基づく個別の協働事業について	10 -

- | |
|-------------------------------------|
| (1) ゆるやかつながりサポーター（ゆるサポ）養成講座と多世代交流事業 |
| (2) 障がい者ジョブトレーニング |
| (3) 苦楽園・夙川キャンドルナイト |
| (4) 苦楽園キッズタウン |

4 協働事業提案手続以外の協働事業全般について	13 -
5 協働事業提案手続以外の個別の協働事業について	13 -

- | |
|------------------------------|
| (1) コミュニティ推進大会 |
| (2) 男女共同参画センターウェーブ 市民企画講座 |
| (3) 平成27年度 西宮市「親子のよい歯のコンクール」 |
| (4) 献血推進大会 |
| (5) 黒川古文化研究所 夏季講座 |
| (6) 西宮市学校保健会研究大会事業 |

III 参画協働推進事務の見直しについて	17 -
1 参画の取組みについて	17 -
2 協働の取組みについて	17 -
3 見直し全体について	18 -

I 参画の取組状況について

1 参画の評価にあたって

西宮市参画と協働の推進に関する条例において、参画とは「市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加すること」と定義されており、意見提出手続（パブリックコメント）や附属機関に関する取組、政策提案手続、政策公募手続など、さまざまな取組が規定されている。その中でも、本委員会は、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し広く市民等に意見の提出を求めるパブリックコメントについて評価・検証を行っている。

パブリックコメントは、説明責任を果たすためだけの制度ではなく、市民等に対して積極的かつ能動的な市政への参画を求めるといふ踏み込んだ制度である。その実施にあたっては、多くの市民等の関心が寄せられるように、様々な立場の人の意見を踏まえて計画等の案を作成し、誰にでも読みやすく理解されやすい資料を配布するとともに、提出された意見に対して真摯に回答することが重要である。これらを踏まえた本委員会の評価の視点を以下に記載する。

<時系列ごとの評価の視点>

段階	評価の視点
計画等の作成段階	策定委員会等の設置やグループインタビュー、アンケート、説明会の実施など、様々な立場の人の意見を踏まえて計画等の素案が作成されているか。パブリックコメント以外の参画の要素が多数盛り込まれているか。
	策定委員会等の委員構成が特定の立場に偏っていないか。また、委員の公募制を導入しているか。
資料の作成段階	表紙が目を引きなど、手に取ってもらいやすい工夫が施されているか。
	主旨や論点が明確になっているか。
	難解な用語を多数用いていないか、もしくは用語集を添付しているか。
	グラフやイラストを使用するなど、読みやすいレイアウトになっているか。
	策定経過（プロセス）に関する十分な記載があるか。 （例：策定委員会等の開催履歴及び委員名簿の公表、アンケートの結果、説明会等の開催履歴の公表など）
	概要版は、本編の主旨を明確に捉え、それだけで意見を提出できる内容になっているか。また、本編も読んでみようと思わせるような興味を引く内容になっているか。
素案の公表段階	単なる情報公開の機会と捉えず、関係団体に対して資料を配布するなど、積極的に市民等との情報共有を図ろうという意識が感じられるか。
結果の公表段階	提出された意見に対して、正面から向き合った回答が丁寧に分かりやすく記載されているか。

各案件について、自己評価書及び関連書類をもとに、各委員が以下の評価基準にもとづく評価（5～1点）を行い、その平均点に応じた総合評価（A～E）を決定したほか、各委員から寄せられた意見をもとに本委員会としての講評をまとめた。

<評価基準>

評価結果	委員の 評価点	委員の 平均点	総合評価
評価できる点が多く、他のモデルとなるような 手続である。	5点	4.5点以上	A
工夫の欲しい部分もあるが、評価できる点の多い 手続である。	4点	4点以上 4.5点未満	B
概ね妥当である。	3点	3点以上 4点未満	C
条例・施行規則等の理念に沿っていない部分が一部ある か、あるいは、さらに工夫や改善の余地のある手続である。	2点	2点以上 3点未満	D
条例・施行規則等を守っていない部分が多くあり、 内容も不明確。適切とはいえない手続である。	1点	1点以上 2点未満	E

2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について

平成27年度に意見提出手続（パブリックコメント）を実施した10の案件について評価を行った結果、C評価が9件、D評価が1件という結果になった。

過去に実施されたパブリックコメントに比べて、全般的にレベルが安定しており、各所管課が分かりやすい資料作りに取り組んでいる姿勢がうかがえる。概要版が分かりやすければ、本編にも興味を持ってもらえるため、今後は一般の生活者に響くような言葉を多く用いるなど、多くの人に興味を抱かせるような概要版の作成に取り組んでもらいたい。

各課が作成する資料面での充実が見受けられる一方で、「むつみ保育所・むつみ児童館・芦原保育所統合施設整備事業基本方針（素案）」を除き、意見者数が数名にとどまっており、このままではパブリックコメントの制度自体が形骸化する恐れがある。そのため、多くの方の目に触れ、意見が多数寄せられるように、従来の市政ニュース、市のホームページ、公共施設での配布以外の周知方法について検討する必要がある。また、パブリックコメントは参画の単なる一つの手法であり、より多くの意見を集めるためにも、その他の参画の手法も多く取り入れるように努めていただきたい。

さらに、パブリックコメントの制度を知っている人自体が少ないと考えられるため、パブリックコメントを一般市民に徐々に浸透させていくための工夫もあわせて必要と考える。

3 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について

1	名 称	むつみ保育所・むつみ児童館・芦原保育所統合施設整備事業基本方針（素案）
	担 当 課	児童福祉施設整備課
	案件概要	老朽化が進行しているむつみ保育所・むつみ児童館・芦原保育所を別の市有地に移転し、新たな統合施設として整備する基本方針を示すもの。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3.5点）
	講 評	2千件を超える多くの意見が寄せられたことから、対象施設の移転統合に対する関心の高さがうかがえる。意見を適切に分類し丁寧な回答に努めている点や、意見を踏まえた修正が行われている点が高く評価できる。一方、パブリックコメント以外の参画の取組や本編の記載内容が十分ではなく、統合ありきでスタートしたという印象を受ける内容となっている。パブリックコメント以外の参画の手法を積極的に取り入れると同時に、方針の内容がイメージしやすいように、現地での建替が困難な理由や他施設との連携に関して具体的に記述する、図やフローを効果的に織り交ぜるなどの工夫が必要であったと考える。
2	名 称	（仮称）西宮市犯罪被害者等支援条例（素案）
	担 当 課	地域活動支援課
	案件概要	犯罪被害者等の支援に関する新たな施策として支援金等の事業を実施するとともに、犯罪被害者等の支援を総合的に実施し、犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる心かよう地域づくりを推進するために、「西宮市犯罪被害者等支援条例」を制定する。
	総合評価	<u>D</u> （平均点：2.8点）
	講 評	概要版については、条例の全体像が1枚の用紙におさめられ、その中でキーワードや支援内容が整理されており、非常に分かりやすい内容となっている。募集表紙についても、「市内では、一月におおよそ25の方が犯罪の被害に遭っています。犯罪被害者のために何ができるか、考えてみませんか？」と問いかけるなど、他の案件には見られない工夫が施されている。 意見を求めるのが困難なテーマであり、平成27年度に実施されたパブリックコメントの中では最も少ない意見数となっているが、積極的な広報を行う、本編の内容に具体性を持たせる、パブリックコメント以外に市民から意見を求めるなどの工夫が必要であったと考える。

3	名 称	西宮版人口ビジョン・総合戦略（素案）
	担 当 課	政策推進課
	案件概要	急速に進展する少子高齢化への対応や人口の東京一極集中の是正等のため、国は今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とこれを実現するため、今後 5 か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3. 1点）
	講 評	<p>総合戦略は、7つの基本目標すべてに基準値と目標値が設定されており、関心を持ちやすく分かりやすい内容になっている。また、アンケートの実施や有識者会議の設置など、参画の取り組みも多く取り入れられている点は高く評価できる。</p> <p>一方、人口ビジョンの概要版は将来推計に関する説明が不足しており、市のメッセージが見えてこない。また、総合戦略というタイトルは中身がイメージしにくく、非常に固い印象を与えるタイトルとなっている。この点については、親しみやすいサブタイトルをつけるなど、市民に手にとってもらえるような工夫が必要であったと考える。</p> <p>さらに、市全体に関わる重要な計画であるにも関わらず、有識者会議のメンバー6名のうち女性は1名のみとなっていることから、委員選出に当たっては、特定の属性に偏ることがないような配慮が必要である。</p>
4	名 称	西宮市地域福祉計画（素案）
	担 当 課	地域共生推進課
	案件概要	地域福祉を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの地域福祉に関する取り組みを継続・発展させることで、地域社会の変化に適切に対応していくため、「西宮市地域福祉計画」を改定する。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3. 5点）
	講 評	本編及び概要版は正確かつ丁寧に記載されており、寄せられた意見に対しても市の考え方を丁寧に説明している。パブリックコメント以外の参画の手法も多く取り入れられており、参画と協働の趣旨を踏まえた丁寧な取り組みが行われている。社会福祉協議会をはじめとした各関係団体に周知を依頼するなど、積極的に広報を行ったことも評価できるポイントであるが、意見提出人数がそれほど多くなかったのは、資料の分量が多く、また、同様の表現が繰り返し用いられている箇所が複数見受けられるなど、関係者以外にとっては読むのに精一杯で、意見提出につながらなかった可能性が考えられる。

5	名 称	西宮市保健医療計画（素案）
	担 当 課	医療計画課
	案件概要	本市の現状や特性を踏まえ、今後 10 年間を見据えた医療課題の整理を行ったうえで、短期的に解決すべき課題については具体的な取り組み内容を、課題解決に中長期の期間が必要となるものについては今後取り組むべき方向性を提示することを目的として、「西宮市保健医療計画」を策定する。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3.0点）
6	講 評	策定委員会が専門家や関係者で構成されていることもあり、課題や今後の取り組みがきちんと整理されており、緻密で正確な内容となっている。しかし、専門用語が多く、一般市民には理解が難しい箇所が複数見受けられる。専門用語を避けることができないのが医療政策の特徴であり、それをいかに分かりやすく伝えるかが重要となる。専門用語は平易な言葉に置き換える、策定委員会に公募委員を含めるなどの工夫が必要と考える。
	名 称	西宮市消費者教育推進計画（素案）
	担 当 課	消費生活センター
	案件概要	「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨と国の「消費者教育基本方針」を踏まえ、消費者被害の防止及び幼児期から高齢期までの年齢段階に応じた消費者教育の推進を図るため、「西宮市消費者教育推進計画」を策定する。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3.4点）
講 評	表紙が目を引き、手にとってもらいやすい工夫が施されている。また、具体的な事例やコラムなどを交え、市民に伝えたいメッセージが的確でコンパクトにまとめられている。概要版についても、適度にスペースを設けてポイントを突いた記載がされており、非常に見やすい内容となっている。「消費者教育」という言葉は一般的に馴染みが薄いため、少しでも多くの方に関心を持ってもらおうという姿勢が評価できる。 策定に関わった審議会に公募委員が含まれている点や、パブリックコメントの期間が 43 日間という比較的長い期間が設けられている点についても評価できるポイントである。	

7	名 称	西宮市水道事業ビジョン2016（素案）
	担 当 課	上下水道局 経営管理課
	案件概要	平成25年3月に厚生労働省により策定された「新水道ビジョン」を受け、本市水道事業の現状評価、課題抽出、将来の事業環境予測を通じて、今後の西宮の水道のあるべき将来像と目標の設定を行い、その達成に向けた具体的施策を推進していくため、「西宮市水道事業ビジョン2016」を策定する。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3.2点）
8	講 評	意見数は9件と少なかったが、そのうち3件の意見が計画に反映されており、市民の声を積極的に取り入れようとする担当課の姿勢がうかがえる。資料についても、多くのグラフ・図・写真がうまくレイアウトされているほか、読み手が理解しやすいような細かい工夫が見受けられるなど、昨年度の案件の中では最も分かりやすい内容となっている。他の事案でも参考にしてもらいたい。
	名 称	西宮市総合交通戦略（素案）
	担 当 課	交通計画課
	案件概要	文教住宅都市としての魅力をさらに高めるため、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりに向けた交通関係施策について、「参画と協働」や「選択と集中」の考え方も取り入れながら、分野横断的に取り組むことにより、各施策の効果をより有効に発現させることを目的として、「西宮市総合交通戦略」を策定する。
8	総合評価	<u>C</u> （平均点：3.4点）
	講 評	表紙にイラストやわかりやすいサブタイトルが取り入れられるなど、目に付きやすい工夫がされている。概要版は分量の多い本編を短く、読みやすくまとめており、本編についても各地区をきめ細かく整理して記載するなど、手に取った市民が関心を持ちやすい内容となっている。 一方、この戦略の策定過程において、都市交通会議の構成メンバー27名の内、交通サービスの利用者側の市民が3名のみとなっていることや、関係団体への資料を配布しなかった理由として、「交通事業者は都市交通会議のメンバーであるため」と自己評価書に記載している点から、交通サービスを供給する側の視点に偏っている印象を受けた。また、提出された意見数も少なかったことから、各地域の公共施設で積極的に配架・掲示するなどの工夫が欲しかった。

9	名 称	西宮市立西宮養護学校校舎改築事業基本計画（素案）
	担 当 課	学校施設計画課
	案件概要	老朽校舎の解消と教育環境の改善を図ることを目的として行う「西宮市立西宮養護学校校舎改築事業」の基本的な方針、事業内容やスケジュールを整理・検討するもの。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3.0点）
	講 評	<p>資料は簡素でわかりやすかったが、ある程度出来上がった案のように記載されており、意見が出しにくい印象を受けた。計画等の検討経緯や、養護学校のあり方、果たすべき役割等に関する記述があれば、意見も出しやすかったと考える。</p> <p>また、養護学校というテーマの重要性に比して意見提出者数が少なく感じられた。学校の関係者や保護者に対する説明はもちろん重要であるが、様々な関係者から多くの意見を得るためには、関係者等への積極的な資料配布を行うことも必要であった。</p>
10	名 称	香櫨園小学校教育環境整備事業基本計画（素案）
	担 当 課	学校施設計画課
	案件概要	老朽校舎の解消及び良好な教育環境の整備を目的として実施する「香櫨園小学校教育環境整備事業」の基本的な方針、考え方、事業内容、スケジュールを整理・検討するもの。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3.1点）
	講 評	<p>意見に対する市の考え方について、正面から向き合っていない回答が一部見受けられたが、全体的には一つひとつの意見に対して丁寧に回答している印象を受けた。</p> <p>また、計画の策定にあたり、校舎改築推進委員会を設置していることや、近隣及び学校関係者を対象とした説明会を開催していることは評価できるが、それらの開催状況や委員会の構成メンバーに関する記載が不十分であった。参画協働を意識するのであれば、計画策定において重要な位置づけである検討委員会等に関する十分な記述は必要不可欠であると考えます。</p> <p>加えて、資料の中で平成33年度までの児童数や学級数の推移が示されているが、建物の耐用年数を考えると、もっと先の予測やそれに基づく整備に関する議論があればより幅広い層に関心を持ってもらうことができたのではないかと。</p>

II 協働の取組状況について

1 協働事業の評価にあたって

西宮市参画と協働の推進に関する条例において、協働とは、「市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動すること」と定義されている。加えて、協働事業の実施にあたっては、事業目的の共有はもとより、現状認識・課題抽出・合意形成・事業コンセプトの決定というプロセスを共有するほか、お互いに自立した存在として事業を実施し、必要に応じてその他の地域団体や NPO ともつながるなど、その後の継続性や発展性も視野に入れて取り組む必要がある。さらに、事業実施後には、事業の成果や課題等について双方が振り返りを行い、その後のステップアップにつなげるとともに、第三者から見て事業内容や成果が分かりやすい報告書（アンケートや写真を交えたもの）を作成し、市民等に広く公開する姿勢が求められる。

本委員会は、上記の観点を踏まえて、市以外の第三者の視点から各協働事業の評価・検証を行うものである。各事業について、市民等と市が作成した協働事業報告書、自己評価書及び関連資料をもとに、各委員が以下の評価基準にもとづく評価（5～1点）を行い、その平均点に応じた総合評価（A～E）を決定したほか、各委員から寄せられた意見をもとに本委員会としての講評をまとめている。

当該評価結果が今後の事業実施に活かされることで、より適切で効果的な協働事業の実現につながることを期待する。

<評価基準>

評価結果	委員の評価点	委員の平均点	総合評価
評価できる点が多く、他のモデルとなるような事業である。	5点	4.5点以上	A
工夫の欲しい部分もあるが、評価できる点の多い事業である。	4点	4点以上 4.5点未満	B
適切である。	3点	3点以上 4点未満	C
課題はあるがほぼ適切である。	2点	2点以上 3点未満	D
不十分であり、改善が必要である。	1点	1点以上 2点未満	E

2 協働事業提案手続に基づく協働事業全般について

平成 27 年度中に実施された協働事業提案制度に基づく 4 件の協働事業について、評価を行った結果、B 評価が 1 件、C 評価が 2 件、D 評価が 1 件という結果になった。

協働事業として実施した事業については、事業内容や事業成果・課題が第三者に正確に伝わるような報告書の作成が必要である。今回評価した事業については、それらの説明が弱いと感じる事業が多かった。成果については写真やアンケートなどを交えて、客観的な視点で記載すべきであり、

さらに、どんなに成功した事業であっても課題が全くないということはありません。事業結果から課題を抽出し振り返りにつなげていくべきです。

また、事業実施後の報告書の提出をもって事業が終了するのではなく、その後の評価やフィードバックを含めて一連の流れということを提案者にも理解してもらい、厳しい意見を含めた評価結果を提案者にも伝える必要がある。協働事業提案制度としての最終年を迎えた事業もあるが、提案者側には、協働事業実施中に積み上げたノウハウや資産などのストックをうまく活かして、協働事業が終了した後も継続的な活動につなげてもらいたい。

協働事業提案制度は行政を変えていく、また、市民側も力をつけていくための挑戦的な取組であったが、徐々に力が発揮しにくくなっていると同時に、制度が硬直化している印象を受ける。提案件数が以前と比べて随分減っていることもあり、制度の見直しに向けた検討が必要と考える。

また、提案件数の減少については、市職員に協働の意識が育っていないことも一つの要因と考えられる。他の自治体では、コミュニティ政策に重点を置いた取り組みを始めている。縦割り行政からいち早く脱却し、市民との協働に向けた行政側からの働きかけが求められる。

3 協働事業提案手続に基づく個別の協働事業について

1	名 称	ゆるやかつながりサポーター（ゆるサポ）養成講座と多世代交流事業
	提 案 者	増尾 千代美
	担 当 課	地域共生推進課
	事業概要	多世代がつながり、認知症や障がいがあっても助け合えるサポーターを増やすことを目指し、空き家を利用したつどい場で、提案者がゆるサポ養成講座や、交流イベントを行う。
	総合評価	B （平均点：4.2点）
	講 評	<p>本事業については、「非常に素晴らしい事業」「とても有意義な事業」「全体的にバランスの取れた事業」など多くの委員が高く評価した。評価された点は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域性を上手く利用して若い世代の参加を促している。また、空き家の活用やコミュニティのつながりといった社会的な課題をうまく捉えており、日の当たりにくい今日的な課題の解決に向けた実践活動となっている。 ・市との事業連携や相互補完がうまく行われている。 ・報告書や自己評価書が丁寧に作成されており、事業の結果がアンケートや写真という形で残されているなど、第三者から見ても事業内容やその成果が非常に分かりやすくまとめられている。 <p>一方、協働事業提案審査会が「講座修了者に対する活動機会の提供」を事業採択にあたっての付帯意見としていたが、報告書等からはその成果が見受けられなかった。また、特定の地域における実施であり、事業の広がりは一時的であったことから、今後は講座修了者に対する活動機会の提供に努めるとともに、同様の取組を行う地域団体との連携や効果的な広報の実施により、他地域に事業を広げることを期待する。</p>

2	名 称	障がい者ジョブトレーニング
	提 案 者	鳴尾東ふれあいまちづくりの会～和～
	担 当 課	障害福祉課
	事業概要	地域で運営する「まち café なごみ」を障がい者の常設職業訓練が出来る場として確立することを目指す。福祉的専門スタッフ（ジョブコーチ）をカフェに配置し、カフェスタッフが自分たちで職業訓練を行えるよう指導する。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3. 2点）
	講 評	<p>報告書等の資料が不十分であり、事業の成果、人の動き、支出の流れなどが見えてこない。提案団体と関係団体との関係性や役割分担も不明確となっている。報告書の作成にあたっては、事業内容が第三者に正確に伝わるような工夫が必要であり、また、複数の団体が事業に関わる場合は、明確に線引きをして事業を実施すべきである。</p> <p>さらに平成 25 年度の事業開始当初は、他地域にも本事業を普及していく計画となっていたが、結果的に一つの地域で終わってしまっている。この点については、市の積極的な支援が必要であったと考える。</p> <p>協働事業提案制度を活用した事業としては、上記のとおり改善すべき点があるが、地域が主体になって障がい者の職業訓練に取り組むという大変価値のある事業である。3年間続けてきた経験を糧として、今後もこのような取り組みを継続するとともに、このような事業が他地域に広がることを期待する。</p>
3	名 称	苦楽園・夙川キャンドルナイト
	提 案 者	苦楽園ストアーズミーティング
	担 当 課	環境・エネルギー推進課、環境学習都市推進課、観光振興課、企業支援課
	事業概要	住民が環境やエネルギーについて考えるきっかけをつくり、観光的要素で街を元気にすることを目的に、街の各スポットにキャンドル灯イベント「キャンドルナイト」を実施する。
	総合評価	<u>C</u> （平均点：3. 1点）
	講 評	<p>地域の団体が、環境啓発と地域活性化という 2 つの切り口で事業を実施したこと、協働事業提案審査会の意見を取り入れながら 3 年間続けてきたことを評価したい。</p> <p>一方、提案者から提出された報告書や自己評価書を見ると、事業を実施できたことによる満足感が前面に出ており、事業を振り返る姿勢が感じられない。報告書等の記載も不十分であった。</p> <p>また、本事業は、市と県から助成を受けているが、1 つの事業において複数の助成金を受ける場合は、それぞれの目的と助成金とのあり方を整理しておく必要がある。</p> <p>今後、市からの助成金はなくなるが、広報費を下げるなどの工夫により事業が継続されることを期待する。</p>

4	名 称	苦楽園キッズタウン
	提 案 者	苦楽園ストアーズミーティング
	担 当 課	文化スポーツ企画課、健康増進課
	事業概要	<p>次世代を担うこどもたちを対象に、飲食店など「食」に関する店舗での職業体験型プログラムを実施する。</p> <p>単に体験するだけではなく、世界と日本の食文化をプロから学ぶことで、「文化」への意識の向上を図り、「食育」につなげる。</p>
	総合評価	<u>D</u> (平均点：2.8点)
	講 評	<p>大型店との競争で苦戦している商店街や飲食店が多い中、さまざまなアイデアで地域を盛り上げ、子供たちの地域への愛着を高めようという姿勢については評価するものの、各委員から下記のとおり指摘があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書には「世界各国の食を通じて、日本や世界の食文化を学ぶ」とあるが報告書からはその内容が見えてこない。 ・報告書や自己評価書を見ると、課題の洗い出しや振り返りが行われていない印象を受ける。 ・「支出内容を精査し、費用を圧縮すべき」との協働事業審査会の意見が考慮されていないように見受けられる。 ・広報費が事業費の半分以上を占めており、本来事業よりも人集めのために多くの費用を使っている点にバランスの悪さが感じられる。 ・参加者数に比べて、費用があまりにも高額である。

4 協働事業提案手続以外の協働事業全般について

平成 27 年度に実施された協働事業提案手続以外の協働事業のうち、当委員会において選定した 6 件の協働事業について評価を行った。

総合評価については、C 評価が 3 件、D 評価が 3 件という結果になった。

今回評価した事業は、「委託・補助・共催・後援」というカテゴリーのうち、「共催」事業として実施された事業であるが、報告書等に記載された役割分担や費用分担を確認した結果、「共催」で実施されていることに疑義のある事業が複数あった。

また、協働事業として実施するのであれば、現状の認識からスタートして、課題を共有するプロセスを大切にしてほしい。加えて、課題はその時代によって変化するものであり、特に長年続いている事業については、変化する課題に対応した取組を行うという認識を持つことが必要である。これらのプロセスや認識が抜けてしまうと、定型的な役割分担や慣行的に事業をこなすだけという状況に陥ることになる。

さらに、協働事業の実施にあたっては、「意思形成過程」における協働、「事業実行過程」における協働、「評価修正過程」における協働というプロセスも意識する必要がある。「意思形成過程」と「事業実行過程」における協働のプロセスを経ているからこそ、「評価修正過程」の協働が成り立つのであり、「事業実行過程」の協働しか見ていなければ適切な評価にはつながらない。

今後、各事業のカテゴリー分けを精密に見直すとともに、協働事業に取り組む市民や職員に対してプロセスの重要性を啓発することにより、適切かつ効果的な協働が行われることを期待する。

5 協働事業提案手続以外の個別の協働事業について

1	名 称	コミュニティ推進大会
	担 当 課	市民協働推進課
	協働相手	西宮コミュニティ協会
	事業概要	地域活動等で功績をおさめた方の表彰を行うとともに、大会での学びを地域のコミュニティ活動に生かしてもらうことを目的に、参画と協働やコミュニティ支援に関する講演会等を実施する。
	総合評価	<u>C</u> (平均点：3.5 点)
講 評	地域で地道に活動する人を多くの方に知ってもらえるよい機会となっている。また、アンケートをとることで、客観的な視点から事業成果が報告されており、事業実施者としての説明責任が果たされている。 今後は、双方がしっかりと協議を重ねて事業に取り組むとともに、効果的な広報や、団体関係者以外の方が参加しやすい名称への変更など、一般参加者を増やす工夫を取り入れるべきと考える。	

2	名 称	男女共同参画センターウェブ 市民企画講座
	担 当 課	男女共同参画推進課
	協働相手	市民公募団体
	事業概要	男女共同参画施策の新たなステージとして、市民の目線で企画された講座の開催を支援し、オープン講座として広く多くの市民に参加してもらうことを目的に、市民が自主的に運営・実施する男女共同参画の視点のある講座を公募・実施する。
	総合評価	<u>C</u> (平均点：3. 2点)
講 評	<p>市民目線で企画された大変貴重な講座であり、また、実施報告書が丁寧に作成されている点が評価できる。</p> <p>一方、市の役割があらかじめ固定されていることから、協働の要素が薄い印象を受けた。また、市・団体ともに高い自己評価となっているが、参加者数の少ない回があるなど、振り返るべき点があったと考えられる。参加者が増えるように積極的な広報を期待する。</p>	
3	名 称	平成27年度 西宮市「親子のよい歯のコンクール」
	担 当 課	健康増進課
	協働相手	西宮市歯科医師会
	事業概要	「歯と口の健康週間」の一環として、西宮市内のよい歯の親子を表彰し、その健康を祝福するとともに、市民の歯科衛生に関する意識啓発を図ることを目的に、前年度3歳児健診受診者の中でよい歯の親子及び広報による応募者を対象に、審査・表彰を行う。
総合評価	<u>D</u> (平均点：2. 5点)	
講 評	<p>対象者が12組と少なく、非常に限られた範囲での啓発にとどまっている。昔から実施していることをずっと続けているという印象が強い。また、団体側の自己評価書の評価がすべて「2. 概ねできた」になっており、課題等の記載もないことから、事業の振り返りが行われていない印象も受けた。</p> <p>事業の目的を鑑みると、参加対象者を増やし効果的な広報を検討する、コンクールのみではなく、子供の歯の健康に関する啓発を行うなど、事業に広がりを持たせる工夫が必要と考える。</p>	

4	名 称	献血推進大会
	担 当 課	保健予防課
	協働相手	西宮市献血推進協議会・西宮市献血会連絡協議会
	事業概要	献血推進運動の啓発を目的とした献血推進大会を開催し、献血推進に貢献した団体・個人への表彰及び講演等を行う。
	総合評価	<u>C</u> (平均点：3.1点)
講 評	<p>大会の中でいきいき体操を実施するなどの工夫が見られる点や、地域住民や企業・大学など多様な主体が参加している点が評価できる。</p> <p>一方、事業自体の必要性は高いと考えるが、団体側の役割が各地区での周知や当日の受付など限定的であることから、協働事業としては不十分という印象を受けた。</p> <p>今後は、今まで献血をしたことのない市民にも事業の裾野を広げていけるように、この事業に関わる各主体が効果的な啓発や広報についてともに考え、その過程を経て適切な協働につながっていくことを期待する。</p>	
5	名 称	黒川古文化研究所 夏季講座
	担 当 課	文化財課
	協働相手	公益財団法人 黒川古文化研究所
	事業概要	市民の文化的資質の向上を目指し、黒川古文化研究所の所蔵資料に関連した東洋美術史や考古学上の興味深いテーマを選び、それぞれの専門研究者による講演会を行う。
	総合評価	<u>D</u> (平均点：2.8点)
講 評	<p>団体と市が共催で事業を実施することで、団体側の持つ高い専門性を活用した講座の開催につながっている。</p> <p>しかし、団体側が講座開催に係る重要な役割をほぼ担っているように見受けられることや市の費用負担がないことから、共催事業というよりも、団体側の自主事業に市が後援しているように見えてしまう。共催事業と銘打って実施するのであれば、企画会議を開催し、事業目的、事業内容、役割分担等について協議したうえで実施すべきである。</p>	

6	名 称	西宮市学校保健会研究大会事業
	担 当 課	学校保健安全課
	協働相手	西宮市学校保健会
	事業概要	学校保健に貢献のあった個人・団体を表彰し、実践発表や講演会を通じて学校保健について研究する。
	総合評価	<u>D</u> (平均点：2.1点)
	講 評	<p>大会自体は表彰式と講演が中心で、研究発表は紙面のみとなっていることから、事業内容と名称が合っていない印象を受けた。</p> <p>また、「大会の企画への参画」が団体側の役割の一つであるにも関わらず、「市の担当者に企画運営案を任せられた形になっている」との記載があることや、報告書からは団体の役割が見えないことから、適切な協働ができていないように見受けられた。</p> <p>市教育委員会にとっては大事な事業と考えられるため、関係団体の専門的な意見を取り入れながら、適切かつ効果的な協働が図られるように努めてもらいたい。</p>

Ⅲ 参画協働推進事務の見直しについて

市が今後取り組む予定の参画協働推進事務の見直しに関して、本委員会から以下の提言を行った。

1 参画の取組みについて

(1) 意見提出手続（パブリックコメント）

- ・高齢者の中には、パソコンではなく、「さくらFM」、「ケーブルテレビ」、「宮っ子」を通じて情報を得る人も多いと思われる。パブリックコメント等の広報では、これらの媒体の活用を検討してはどうか。
- ・年1回の自治会調査の際に、制度のアピールをすることも可能と考える。
- ・市からの発信力アップを図る方策として、企業との連携強化（公共サービスを提供する企業等への協力の働きかけなど）、伝達ルートの多様化（テーマに関連のある大学や企業等への資料配布など）、市の広報媒体を活用したパブリックコメント制度の周知などが考えられる。市職員の取組を評価する仕組み作りや市職員に対する教育も今後の検討課題である。
- ・市民の関心を惹くためには、表紙、タイトル及び資料内容のより一層の工夫が求められる。また、本編のページ数が多い案件は読み手に負担を与えるため、人口推移等のデータを添付資料に回して本編の分量を可能な限り抑えるなど、読み手に配慮した資料づくりが必要。
- ・SNSの活用など、パブリックコメントの新しい形を模索する必要がある。

(2) 附属機関等

- ・委員公募の実施状況など、現状の把握や検証をしっかりと行っていただきたい
- ・他市では、公募市民を取り入れていない附属機関を全てチェックして、本当に公募市民を入れなくてもいいのかという再整理をしている事例もある。各附属機関の公募制度導入の適否については、基準を設けて検証すべきである。

(3) その他の取組

- ・政策提案手続や政策公募手続、住民投票については、市民にとっても行政にとってもイメージがわきにくく、早急に結論を出すのは難しい。そのため、パブリックコメントや附属機関に関する取組、協働事業に関する取組が成熟した後に検討することとしてはどうか。

2 協働の取組みについて

- ・行政のルールや仕組みを理解していない市民が、行政のニーズを把握するのは難しい。それらを知ってもらう機会を設けるほか、テーマ設定型協働事業の積極的な活用が必要である。
- ・民間の助成金に比べて協働事業助成金は用途の制約が多く、市民にとっては利用しにくい。また、助成金の交付時期が事業終了後であるため、提案者が数十万円の事業費用を立て替える必要があり、提案者側にとって負担の大きい制度となっている。助成金の前払等について、市の補助金交付規則を踏まえて検討してもらいたい。

- ・市民側は、協働の制度、進め方、協働相手、補助金の種類などの情報が乏しいため、協働の推進にあたっては、NPO 等の中間支援組織の存在が重要である。
- ・協働相手先を行政に限定せず、他団体や地域など、提案者が組みたいところと組める制度を導入してはどうか。
- ・制度自体が市民や市職員に浸透していないと考えられるため、協働事業の事例紹介やワークショップの開催等を通じて、市民、地域コミュニティ、市職員に対する周知及び啓蒙を行うとともに、他市の制度や事例を研究し、制度の充実に努めていただきたい。
- ・行政の責任領域ではないが、市民側の責任領域でもない。そういった制度の穴となっている領域でこそ、協働事業は効果を発揮する。事例を集めて深く分析する必要がある。
- ・NPO ばかりに焦点を当てていると手詰まりしてしまう。市の仕事を真に理解し応援してくれる市民集団を作る、政策に関する検討委員会に入ってもらするなど、市の味方になってもらえる市民を作るべきである。
- ・政策形成のための課題の発掘や調査段階から協働事業の対象になるという認識を行政に持ってほしい。今後、西宮市がコミュニティ政策に取り組むのであれば、各地域の現状や課題把握のための調査費用を協働事業助成金の交付対象にしてはどうか。また、NPO については、地域の人材資源を発掘・マネジメントできるような NPO を各部局が育てていかなければ、行政の人的・財政的負担は増加する一方である。課題は常に住民自治と団体自治の間にあり、各部局が自らそれを認知できるような仕組みが必要である。
- ・NPO については行政内部、地域についてはモデル地区への働きかけを強めていけば、市民側からの事業提案はもっと増えるはずである。

3 見直し全体について

- ・参画協働条例は行政改革を迫ると同時に、市民にも意識の転換と自立性、協働性に向けた意識改革を促がすものである。この転換に対する使命感や目標地点、ビジョンなどのイメージを持たない限り、参画協働は限りなくアリバイ的になってしまう。市民協働推進課においては、変化を楽しみながら見直しを進めてほしい。

評価報告書の作成経緯について

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 委員名簿

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	中川 幾郎	学識経験者	帝塚山大学名誉教授
副会長	川東 美千代	市内で活動する団体	西宮コミュニティ協会
委員	生田 収	市内で活動する団体	西宮市社会福祉協議会
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会
委員	東 朋子	市内で活動する団体	NPO 等団体と行政との協働会議 NPO 部会
委員	津田 勝啓	市民	会社員
委員	長谷川 真治	市民	会社員

2 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 開催履歴

回	開催日	主な内容
第1回	平成28年5月16日	・平成27年度の参画の取組の検証①
第2回	平成28年6月21日	・平成27年度の協働の取組の検証（協働事業提案制度）
第3回	平成28年7月26日	・平成27年度の協働の取組の検証（その他の協働事業）
第4回	平成28年10月11日	・平成27年度の参画の取組の検証② ・参画協働推進事務の見直し ・平成27年度参画と協働の取組状況評価報告書（案）